

大蔵委員會議録第二十二号

昭和二十七年十二月二十二日(月曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長代理理事 淺香 忠雄君
理事 川野 芳滿君 理事 内藤 友明君
理事 松尾トシ子君 理事 佐藤觀次郎君
上塚 司君 大泉 寛三君
奥村又十郎君 大村 清一君
小山 長規君 西村 直巳君
宮崎 晴君 三和 精一君
加藤 高藏君 笹山茂太郎君
小川 豊明君 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君
大蔵事務官(日本専売公社監理官) 今泉 兼寛君
委員外の出席者

(外務事務官) 須山 達夫君
(國際協力局第一課長) 山中 正夫君
通商産業事務官 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

十二月二十日

委員上塚司君辞任につき、その補欠として鳩山一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鳩山一郎君及び中田政美君辞任につき、その補欠として上塚司君及び青木孝義君が議長の指名で委員に選任された。

委員青木孝義君辞任につき、その補

欠として中田政美君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案(内閣提出第三四四号)

日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外二十四名提出、衆法第一九号)

○淺香委員長代理 これより會議を開きます。

去る十九日、本委員会に付託に相なりました日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、まず提案者より提案趣旨の説明を聴取いたします。佐藤觀次郎君。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項から第九項までを削り、同条に第五項として次の一項を加える。

5 休職者の給与は、第四十三条の二十一に規定する給与準則の定めるところにより支給する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○佐藤(觀)委員 日本専売公社の休職中の職員に対する給与を、給与準則の定めるところによらしめる必要がある。これがこの法律案を提出する理由であります。よろしくお願いいたします。

○淺香委員長代理 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案、國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案、及びただいま提案趣旨の説明を聴取いたしました日本専売公社法の一部を改正する法律案の三法案は、一括議題として質疑を進めます。質疑は通告順によつてこれを許します。

○西村(直)委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました三案中、國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案及び日本専売公社法の一部を改正する法律案の両案につきましては、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入らんと望みます。

○淺香委員長代理 ただいまの西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺香委員長代理 御異議なしと認めます。それでは、國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案、及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外五名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

渡に関する法律案及び日本専売公社法の一部を改正する法律案の両案につきまして、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入ります。

右両案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○淺香委員長代理 起立議員。よつて右両案は、いずれも原案通り可決いたしました。

なお委員会報告書の件につきまして、委員長に御一任願いたいと存じます。

暫時休憩いたします。
午前十一時三十六分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕

〔参照〕

國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外五名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年十二月二十五日印刷

昭和二十七年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局